

# 最新 著作権情報









著作権は、人の創作活動や文化に密接に関わる権利であり、 著作権侵害という問題は、日常生活において身近に生じうる 問題でもある。

また、昨今のIT技術のめまぐるしい進歩、インターネットの普及に伴い、著作権に対する社会の関心も高まっている。

そこで今回, 著作権をテーマに特集を組んだ。本特集が最近の著作権について皆様の理解の一助となれば幸いである。

# はじめに

著作権法は、近時、毎年のように改正が行なわれています。DVDを1つ万引きするのと、購入したDVDを友人のためにダビングしてあげるのと、法定刑はどちらが重いでしょう。万引きは窃盗、DVDの無断複製は著作権法違反。窃盗罪の方が重いと思ってしまう方も多いのでは? このような点にもかかわる改正がなされ、本年7月1日より施行されました。

法律相談においても、著作権に関する質問を受ける機 会が多くなってきているように思います。そして、著作権 に関する関心も高まっており、今後、弁護士が、著作権 に関する相談を受ける機会も、ますます増加することが 予想されます。

そこで、今回の特集では、最近の著作権法の改正について、改正作業に実際に携わっている方から解説を頂き、 実務の現場からは、弁護士 20 年目で初めて著作権訴訟 を経験したお話や、弁護士会の活動を通して著作権実務 を実践しているお話をお届けします。

#### 著作権法

#### (私的使用のための複製)

- 第三○条① 著作権の目的となつている著作物 (以下この款において単に「著作物」という。) は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限 られた範囲内において使用すること(以下「私 的使用」という。)を目的とするときは、次に 掲げる場合を除き、その使用する者が複製する ことができる。
  - 一 公衆の使用に供することを目的として設置 されている自動複製機器(複製の機能を有 し、これに関する装置の全部又は主要な部分 が自動化されている機器をいう。)を用いて

#### 複製する場合

- 二 技術的保護手段の回避(技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて押止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合
- ② 私的使用を目的として、デジタル方式の録音 又は録画の機能を有する機器(放送の業務のた

めの特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

#### (図書館等における複製)

第三十一条 図書,記録その他の資料を公衆の利 用に供することを目的とする図書館その他の施 設で政令で定めるもの(以下この条において 「図書館等」という。)においては,次に掲げる

# 著作権法の概要

LIBRA 副編集長 太田 美和

#### 1. 著作権法の目的

著作権法は、著作物等に関し著作者の権利を定め、 著作者等の権利の保護を図る一方、著作物の公正な利 用に留意し、最終的には、文化の発展に寄与すること をその目的としている。

まず、著作者には、基本的に、自己の創作物である 著作物の独占的な利用が保障され、著作物を公表する 権利、改変されない権利、複製する権利等、様々な権 利が認められている。

これに対し、著作物の自由な利用に対する要求が存在する。著作者は、多かれ少なかれ、その創作活動において、先人の著作物を踏襲するのが通常である。そして、新しく生まれた著作物も、その次の世代において利用され、踏襲されるべきであり、その繰り返しにより、文化というものが発展していくと考えられるからである。

著作権法は、著作者の独占的な利用に対する要求と、 著作者以外の人々の著作物の自由利用に対する要求の 調整をし、著作権に一定の限界を設けている点が特徴と いえる。

#### 2. 著作権の限界

それでは、著作権の限界とは、どのような場合をいう のであろうか。

著作権の限界,即ち,権利者から許諾を得なくても 自由に著作物等を利用できる場合として,私的複製 (著作権法30条1項)や引用(同法32条)等,がある。また、著作権の保護期間は、一定の期間に限定されている(同法52条)。

特に問題となりうるのは、私的複製であるが、著作権法は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内における利用のために自由に複製することを認めているが、近年の複製技術の発展に伴い、著作権者保護に対する要請が強まり、一定の除外例が設けられた(同法30条1項1号,2号)。複製の自由を維持しながら、権利者を保護するために、私的録音・録画を行う者は、相応の補償金を負担するという、私的録音録画補償金制度が導入されている(同法30条2項)。

#### 3. 権利侵害に対する救済の罰則

次に,自由利用として法的に認められず,権利侵害 が生じた場合は, どのような救済手段・罰則があるので あろうか。

民事上の救済手段として, 差止め請求 (同法 112 条). 損害賠償請求等がある。

一方、刑事上は、2006年改正により罰則が強化され、権利侵害を行った個人に対し、刑罰として10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金が科されることとなった(同法119条1項)。このように、著作権法違反が、実は窃盗よりも重い罪であることは、案外知られていない。

場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個個の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが 困難な図書館資料の複製物を提供する場合

第百十九条① 著作権,出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む。)に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者,第百十三条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権(同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第三号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行つた者,第百十三条第五項の規定により著作権若しくは予百十三条第五項の規定により著作権者しくは予百十三条第五項の規定により著作権者しくは予百十三条第五項の規定により著作権者しくは予百十三条第五項の規定により著作権者しくは予百十三条第五項の規定により著作権者とはよりを行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

② 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以

下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し, 又はこれを併科する。

- 一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者(第百十三条第三項の規定により著作者 人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)
- 二 営利を目的として,第三十条第一項第一号 に規定する自動複製機器を著作権,出版権又 は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等 の複製に使用させた者
- 三 第百十三条第一項の規定により著作権,出 版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなさ れる行為を行つた者
- 四 第百十三条第二項の規定により著作権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

# 最近の著作権法改正作業をめぐって





# 1. 映画の盗撮の防止に関する法律 ―議員立法による著作権法改正

わが国の他の法分野と同様に、著作権法の改正の多くは、従来(そしておそらく今後も)、内閣提出法案という形で実現されてきた。そのような中、去る5月、議員立法である「映画の盗撮の防止に関する法律」が国会において可決成立したことは注目される。同法2条3号によると、「盗撮」とは、「映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われる映画について、当該映画の影像の録画又は音声の録音をすることをいう」。著作権者の許諾を得ないで行なわれる複製については、「著作権侵害(行為)」と呼ぶのが通例であるが、本定義はこれに倫理的評価を込めたものといえよう(ちなみに、同様に批判的ニュアンスを込めた語として、「海賊版」があり、文部科学省文化庁国際課に海賊版対策専門官が置かれている〔同省組織規則83条〕)。

さて、同法4条1項により、今後、映画の「盗撮」については、著作権法30条1項のいわゆる私的複製の権利制限規定は適用されないこととなった。映画館内での「盗撮」については、民事責任とともに、2006年法改正により引き上げられたばかりの、10年以下の懲役若しくは1000万以下の罰金(119条1項)が適用される。なお、本法は、最初に日本国内の映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われた日から起算して8月を経過した映画の盗撮については、適用されない(4条2項)。

録音・録画機器の機能の向上、小型化に伴い、映画 館内で上映された映画が録音・録画され、ネット上な いしDVDという形で流通する事案が生じていること については、かねてより報道されてきたところである。 今回の立法が、そのような被害を防止するため、ど こまで実効性を発揮するかは、今後の運用次第といえ

る。さしあたり、理論的、政策論的問題を指摘してお くにとどめたい。第一に、理論的問題として、今回の 立法が、従前の法的状態をいかに変更するのか、また しないのか、必ずしも明瞭ではない。というのは、今 回の立法が主たるターゲットとしていると目されると ころの、インターネットへのアップ等を目的とした映 画館での無断録音・録画については、今回の立法がか りに行なわれてなくとも、現行法の解釈として、そも そも著作権法30条1項にいう「個人的に又は家庭内そ の他これに準ずる限られた範囲内において使用するこ とを目的とする | 複製に該当しない、あるいは、私的 複製された複製物の目的外使用(同法49条)に該当す るため権利侵害である、といえそうであるからである。 もしそうであるならば、本法の4条1項は確認的規定 ということになり、今回の立法の意味は、宣言的なも のにとどまるということになる。第二に、本法は、録 音物・録画物の使用目的を問わず、およそあらゆる録 音・録画が30条に該当しないと規定しており、実際 の運用がどうなるかはともかく、少なくとも規定上は、 純粋に個人的な使用にとどまるものについても最高刑 懲役10年をもって臨むものとなっている。この点にお いて、本法は創設的な規定といえるが(ただし、映画 の上映に先立ち館内に流される「盗撮」禁止の告知映 像に対する観衆の「同意」によって、任意規定である 著作権法30条1項の適用は契約上排除されているとい えるならば、この場合も本法4条1項は確認的規定で あることになる), 法政策論として, はたして純粋な個 人的な使用にとどまるものについてそこまでの巌罰を 科すことが適切か、という疑問が生ずるであろう。

内閣提出著作権法改正法案については,立案に先立ち,専門家等によって構成される審議会において法制的な検討を経て,国会に上程される。一方,本法は議員立法であるため,上記のような一読して当然に想起されうる論点についての詰めは法執行機関・裁判所による解釈・運用に委ねられることになる。

文化庁の審議会における著作権の専門家を中心とする議論は、業界代表委員間の利害の対立も深く、また、厳密な法制的検討にはそれなりの時間を要する。これに対して、議員立法は、一般に、審議会のルートによる通常の立法よりは、実現したい政策目的をピンポイントに、迅速に達成することが可能であるといえよう。最近では、議員の中にも知的財産法について相当の知識・関心を有する方がおられると仄聞しており、今後は、今回のような立法が増えることも予想される。

# 2. 知財戦略本部等の提言と 文化庁審議会における検討

内閣が国会に著作権法改正法案を上程するのに先立ち,所管庁である文部科学省に設置された文化審議会著作権分科会への諮問がなされる。著作権分科会には,法制問題小委員会をはじめとする小委員会が設けられ,問題によっては,小委員会の下にさらにワーキングチームが置かれ,集中的な検討を行なう。これらの委員会で配布された資料,議事録,報告書等は,文化庁のウェッブサイトに掲載され,審議の経過を知ることができる。ちなみに昨今の審議会傍聴希望者は多数に上っており、関心の高さがうかがえる。

最近の著作権法改正の動向の大きな特徴の1つとして、政府の知的財産戦略本部によってアジェンダがまず策定され、その後、文化審議会において専門的検討がなされる、といういわば二段階の方式をとるケースが増えてきた、ということがあげられる。2006年の法改正において、いわゆるIPマルチキャスト放送の導入のため、放送の同時再送信に係る実演家及びレコード製作者の権利の見直しが行なわれたこと、模倣品対策との関連で、海賊版を情を知って業として輸出又は輸出目的で所持する行為が著作権侵害行為とみなされることになったが、いずれもそのような二段階の方式の例である。

さらに、最近では、デジタルコンテンツの流通促進 法制の必要性について、経済財政諮問会議において提 言がなされるなど、著作権をめぐるフォーラムの多元 化はさらに顕著となりつつある。

文化審議会を主催する文化庁が著作権法の専門官庁であることは言うまでもなく、審議会の構成メンバーの多くは、著作権者等団体、機器・媒体メーカー、学識経験者、といったいわば「著作権のプロ」である。一方、知財本部においては、たとえばコンテンツ振興という政策課題に関連するすべての官庁が横断的に関与しており、また、委員会における議論も、公開されている資料、議事録から管見の限り、細かな法律論が戦わされるというよりも、大文字の国策が縦横に語ら

#### 映画の盗撮の防止に関する法律

施行: 2007年8月30日

#### (目的)

第一条 この法律は、映画館等における映画 の盗撮により、映画の複製物が作成され、 これが多数流通して映画産業に多大な被害 が発生していることにかんがみ、映画の盗 撮を防止するために必要な事項を定め、も って映画文化の振興及び映画産業の健全な 発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 上映 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第十七号に規定する上映をいう。

- 二 映画館等 映画館その他不特定又は多数の者に対して映画の上映を行う会場であって当該映画の上映を主催する者によりその入場が管理されているものをいう。
- 三 映画の盗撮 映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われる映画(映画館等における観衆から料金を受けて行われる上映に先立って観衆から料金を受けずに上映が行われるものを含み、著作権の目的となっているものに限る。以下単に「映画」という。)について、当該映画の影像の録画(著作権法第二条第一項第十四号に規定する録画をいう。)又は音声の録音(同項第十三号に規定する録音をいう。)をすること(当該映画の著作権者の許諾を得てする場合を除く。)をいう。

(映画産業の関係事業者による映画の盗撮の 防止) 第三条 映画館等において映画の上映を主催 する者その他映画産業の関係事業者は、映 画の盗撮を防止するための措置を講ずるよ う努めなければならない。

#### (映画の盗撮に関する著作権法の特例)

- 第四条 映画の盗撮については、著作権法第 三十条第一項の規定は、適用せず、映画の 盗撮を行った者に対する同法第百十九条第 一項の規定の適用については、同項中「第 三十条第一項(第百二条第一項において準 用する場合を含む。)に定める私的使用の 目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の 複製を行つた者、第百十三条第三項」とあ るのは、「第百十三条第三項」とする。
- 2 前項の規定は、最初に日本国内の映画館 等において観衆から料金を受けて上映が行 われた日から起算して八月を経過した映画 に係る映画の盗撮については、適用しな い。

れているという印象を受ける。もともと、戦略本部が、 官庁間の縦割りを排し官邸の主導を強めようとした前 内閣のイニシアティヴに基づき設置された経緯に照ら すと、想定通りの展開ともいえる。

まず知財本部で大きな政策課題が構想され,専門官 庁である文化庁において専門家を主体とする検討を経 て法案が成立する,というこのような最近の方式に は,知財本部の側から法制的にかなりの詰めを要する ような提案が生の形で表出するおそれを否定できない こと,審議会側としては法案提出までのタイムスケジュールがしばしばタイトになること,などのマイナス 面があることは否めないものの,ともすれば専門家内 での予定調和に陥りがちな著作権に関する議論にダイナミズムと刺激を与える役割を果たしていると一般的 にはいえよう。

# 3. 国際条約・国際的動向・ 国外からの要望

著作権取引は国境を越えるものも多い。このため、 著作権法改正においては、わが国のドメスティックな 事情のみならず、さまざまな形で「外からの入力」が みられる。

まず、わが国はベルヌ条約、WTO条約、WIPO著作権条約をはじめとする国際条約の加盟国であり、著作権改正をめぐる議論においては、随所で条約との平仄が意識される。

さらに、とくに主要先進国における著作権制度の状況が、わが国の制度構築にあたり、比較検討されることもしばしばである。

これに加えて、諸外国からわが国著作権制度に対して、要望がなされることがある。このような要望が制度化されたものとして、アメリカ合衆国と日本との規制改革というフォーラムがある。

在日米国大使館のウェッブサイトにおいて、2006年 12月5日付「日米規制改革および競争政策イニシアティヴに基づく日本国政府への米国政府要望書」(仮訳) という文書が公開されている。同イニシアティヴは、 経済成長や市場開放を促進するため、日米で2001年

より行なわれているものである。きわめて広汎な経済 分野に言及がなされる中、同文書「情報技術 (IT)」の 「Ⅱ. 知的財産権保護の強化」という項には、以下につ いて.「米国は日本に提言を採用することを求める」 と記載されている。具体的要望項目としては、法定損 害賠償を導入すること、著作権保護期間を延長するこ と、著作権侵害罪を非親告罪化すること、大学構内で の書籍の違法複製を取り締まること、映画館内におけ る撮影機器の使用を取り締まる効果的な盗撮禁止法を 制定すること、デジタル・コンテンツの保護、IPマル チキャストに係る強制実施権の制定、私的利用に関す る例外を限定すること、著作権法35条の教育に関す る例外規定を見直すこと、があげられている。著作権 に詳しい読者であればお気づきのとおり、このうち、多 くが、すでにわが国において検討・解決され、また、 現在検討中のものである。この文書の成り立ちについ て、筆者は知る由がないため、わが国における制度改 正がすべてアメリカの要求に応えるためだけになされ ている、などとの陰謀論ないし臆断を述べることは差 し控えたいが、両者には興味深い符号がみられること は事実である。

## 4. 最近の議論の例

## 一私的複製の制限、および、私的録音 録画補償金制度の見直しについて

2005年度に著作権分科会の法制小委員会において 当時発売間もないiPodをはじめとする録音機器を補 償金の対象にするかにつき激論が戦わされたことは新 聞報道などでご記憶の向きもあろうかと思う。同年中 には結論を得ることができず、2006年に私的録音録画 小委員会という新しい委員会が立ち上げられた(筆者 もそのメンバーの1人である)。2007年に足かけ3年目 の検討に入り、作業は継続中であるが、残念ながら、 議論の帰趨はまだ見えてこない状況にある。

現行の著作権法30条1項は、私的複製については著作権者の許諾を要しないものとしている。1970年代の立法当時はいまだ家庭用の複製機器は未発達であり、個人的複製による被害は零細なものであったこと、が

主たる立法事実とされる。

その後、デジタル機器が登場し、1992年、私的録音録画補償金制度が紆余曲折の末成立した。すなわち、同制度のものでは、私的複製について著作権者の許諾を要しないという原則を維持しつつ、デジタル方式による録音・録画による被害の増大に対処するため、デジタル方式の録音・録画の機器・媒体で指定されたものを使用するユーザーに、著作権者等への補償金の支払い義務を負わせ、メーカーは価格にこの額を上乗せした形で徴収し、管理団体を通じて権利者に分配する、という一種の還流システムを構築するものであった。具体的な複製の有無・回数を考慮せずに、事前に定額を徴収するこのシステムは、しばしば、「ラフジャスティス」(ざっくりとした正義)の産物と表現される。

ところがその後、この制度の前提に変化がみられた。制度の導入当時は、複製行為自体を技術的に制限することは、困難であったが、その後、インターネットを利用して、ユーザーに対して個別に課金することが可能となった。従前、著作権者としては、私的なデジタル複製について権利をエンフォースするすべはなく、そうであればこそ、補償金を受ける権利を与えられていた。ところが、いまや、技術的に複製をコントロールし、ユーザーから個別に料金を徴収できる時代となった。もはや、ラフジャスティスとしての私的録音録画補償金は廃止されるべきであるか、少なくとも、個別に課金可能な限度で補償金は減額されるべきではないか、という議論がここに生ずる。

現に、最近、ドイツ、フランスにおいて相次いで、 技術的な複製禁止手段が施されている場合には補償金 の額を調整する、という政策が採用されている。これ らの国々の動向は、わが国における制度設計において も、大いに参照される必要があろう。

ただし、わが国については、ドイツ、フランスのような線、すなわち、Digital Rights Management が利用されている分だけ比例的に補償金額を減額する、という解決策によって調整を図るに際して、困難な事情がある。数年前、わが国において「コピーコントロールCD」が発売されたが、不具合など種々の事情により、結局採用が見送られたという経緯があるためである。

この結果、少なくとも音楽CDについては、「コピーコントロールが可能であるから補償金をゼロにするか減額する」という選択肢を採用することに業界の抵抗感が強い、というのが現状である。議論が錯綜するのは、さらに、異なる視角からの以下のような反論があるからである。音楽を楽しむ立場のユーザーとして、コピーコントロールというのは邪魔者でしかなく、コピーコントロールがかかっている分だけ補償金を減額するという解決は、ユーザーのニーズを真に踏まえたものではない、云々。

一方、私的複製による権利制限については、従来、ゆるやかに認められすぎていた、という問題意識が権利者の側には存在する。とりわけ、著作権者の許諾を得ずに音楽ファイルをアップしたサイトから私的にダウンロードする行為について、現行法はこれを複製権侵害とはしていない。この点、たとえば、近年のドイツ法の改正においては、明らかに違法なソースからのコピーについては私的複製とはみなさない、といった対応を行なっており、注目される。これらに倣い、私的複製を行なう者の主観的態様が悪意であるならば、権利侵害とする、といった改正を行なうべきか、議論されている。ただし、このような改正については、かりに導入された場合、ユーザーを最高刑懲役10年のリスクにさらすものであり、慎重に検討すべきである、という反論も根強く、調整は難航している。

いずれにしても,何らかの形で私的複製の適用範囲がスリム化されれば,理論的にはその分だけ補償金の額も減額される,との相関関係が認められるという認識は共有されており,引き続き,私的複製のあり方と,新たな私的録音録画補償金システムの構築に向けて,議論が続けられることになる。

以上,簡単ではあるが,これまで学識経験者として一定期間著作権関連立法の立案過程に関与してきたものの1人として,最近の法改正の動向について,若干の感想を述べさせていただいた。なお,現下の動向については,雑誌「コピライト」誌上に2006年9月に掲載された文化庁著作権課長甲野正道氏による講演録「著作権行政をめぐる最新の動向について」が詳細であり,参照されたい。

# 著作権訴訟の実務体験

会員 吉野高

### 1. 自己紹介

LIBRA読者の皆様,はじめまして,39期の吉野高です。私はこれまでに,実用新案権に関する訴訟は数回経験があります。しかし,著作権に関しては,顧問先から法律相談を受けることはありますが,訴訟の代理人になったことはありませんでした。その私が,今回,原告代理人となった著作権事件について,報告します。

## 2. 事件の概要及び争点

概要以下の通りのサービスが、楽曲の著作権(複製権及び公衆送信権)を侵害しないかが争点となりました。

- ①原告と契約したユーザが、CD等の楽曲の音源データを、原告が作成して提供するソフトを用いて、自己のパソコンで携帯電話用ファイルに圧縮し、インターネットを経由して原告の運営するサーバにアップロードして蔵置します。
- ②これをユーザが、任意の時期に自己の携帯電話にダウンロードして、携帯電話で楽曲を自由に再生して 聴取します。

# 3. 誰の力を借りるか

この事件は、著作権の間接侵害が争点となりました。これは、今注目されている論点の1つだそうですが(ジュリスト1326号75頁)、私は、著作権の専門弁護士ではありません。月並みな言い方ですが、専門分野でない事件に取り組むときは、専門家が頼りになります。そこで、まず、私の周囲にいる著作権を専門にしている弁護士何人かに相談しました。最終的には、大学及び派閥の先輩である弁護士に代理人に就任してもらいました。いざというときには、日頃無駄に思える諸活動を通じて、声をかけやすい状況を作っておく

ことが大事であると実感しました。これは, なかなか 家族には理解されませんが。

### 4. 裁判

本件は、東京地裁民事47部で審理されました。

法的紛争である以上、その事件で問題となる要件事実は何かを検討し、その要件事実に該当する具体的な事実の有無を主張すればよいのですが、やはり、馴れていない事件には、それなりにとまどいがあります。また、知財部の場合、通常部と比べたときに、例えば、関連事件の裁判例の知識等において、裁判官と知財について専門でない代理人との間に差があるのは、事実です。知財を専門にする弁護士の助力なしで、1人で訴訟活動をするとなると、かなり準備に時間を取られると思います。その意味で、専門弁護士の助力は有効であると感じました。

# 5. 反省

本件は、残念ながら、原告敗訴の判決でした(東京 地裁平成18年(ワ)第10166号 著作権侵害差止請求 権不存在確認事件)。サーバでの楽曲の複製主体が、 ユーザか、サーバを所有・管理している原告かが、争 点でしたが、裁判所は原告であると判断しました。

この点については、争点であることは当方も十分認識していたので、主張は尽くしたつもりでしたが、当方の主張は採用されませんでした。

これは、知財事件に限らず、敗訴事件の場合に思うことですが、弁論準備において、もう少し、裁判所と 突っ込んだ議論をしていれば、裁判所の力点がどこに 置かれているかを、感じ取ることができたのではないかと考えます。そうすれば、準備書面の表現や力点の置き所につき、工夫の余地があったのではないかと、反省しているところです。



# 著作権関連業務について



会員林いづみ

### 1. きっかけを思い出す

原稿依頼をいただき司法修習以来の二十数年を振り返ると、不思議なほど鮮やかな記憶が蘇った。弁護修習先の渉外事務所で初めて渡された英文のライセンス契約書や米国判例の注釈シリーズ、検察官任官後に担当した商標法違反ブランドバッグに詰められた中国語の新聞紙…。何よりも、弁護士として再出発した渉外事務所から派遣された米国法律事務所(サンフランシスコ)の知財部門における経験は忘れられない。当時(1990年)はサンフランシスコの中心街が軒並み日本資本になっていたほど日本企業の経済力は強く、私のような者でも大変、厚遇していただいたものである。

米国知財事情としては、レーガン政権下のプロパテント政策が進行し、1988年米国特許法271条(d)項改正(独占禁止法の支配した特許危機の時代からプロパテント時代への移行を示す象徴的な条文と言われている)、1989年ベルヌ条約加入などが相次いだ。知的財産は米国の重要な輸出項目であり、サンフランシスコ近郊のシリコンバレーではIT産業が盛況、大手法律事務所において日本企業に対応する知財部門が一大勢力を持ち得た時期であった。著作権法については、知財訴訟部門のパートナー弁護士が「やれやれ、これを言うのに100頁も要るのかい?」とぼやきつつ、表計算ソフト「Lotus1-2-3」のインターフェースの著作物性についての同年6月の地裁意見を昼食時勉強会で読み合わせしたという、隔世の感のある時代であった。ちなみに最近は、日本の知財判決も長くなる一方で100頁

超えるものも珍しくない (準備書面も毎度長いし)。 【1991年1月,第一次湾岸戦争が始まった。戦争当事国のメディア,市民,友人らの様々な言動が記憶に焼き付いている。同僚弁護士に日本の憲法9条の内容や日本国憲法が米国弁護士ドラフトによることを伝えると一様に「へえ,知らなかった」と言われたものである。】

# 2. 東京弁護士会法律研究部「無体財産権法部」

日本の渉外事務所にもどると中には著作権侵害仮処 分事件などもあったが、知財の訴訟案件は極めて少な かったところ,同期の友人の親切な誘いを受けて,東 京弁護士会無体財産権法部(現在は知的財産権法部) に入会させていただいた。日本の知財法務の草分けと いうべき方々や第一線の方々が実に親切に初心者を迎 えて下さった。毎月レポーターを決めて研究発表する 形式であったが、私には、《「最新著作権関係判例集」 の第1巻から10巻までを資料として著作権侵害によ る損害賠償請求認容事例を検討せよ》という課題をい ただいた。部会の年間研究テーマは損害賠償であった が、10巻すべての判決を何度も読むことになり勉強 になった。同時に、当時はさして普及していなかった パソコンのデータベースソフトを自分で使ってみたこ とも、後にソフトウエア関連事案を扱う際に役だった と思う。こんな(?)課題を下さった、当時の小池豊 部会長に改めて感謝する次第である。なお、この時の 部会の2年間の研究成果は(財)商事法務の別冊







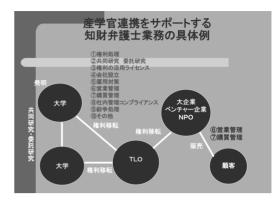


NBL・No.33「知的所有権をめぐる損害賠償の実務」 として出版されている。

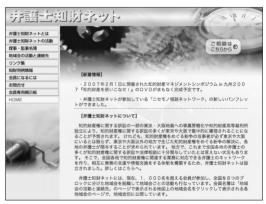
### 3.「弁護士知財ネット」

弁護士にとって、著作権関連業務は多種多様な内容をもっており工夫次第で仕事を楽しむことができる。 訴訟の主張立証活動においていかに創造性を発揮するか、マニアックに楽しむこともできる。訴訟外でも多様な契約形態があり、交渉、ビジネスプランニングなど、本来、弁護士の法曹としての能力こそ、もっと活用されるべき場面が多いはずである。そこで、特集のテーマから少し離れ知財分野における弁護士の活用拡大に関連して、「弁護士知財ネット」をご紹介したいと思う(私は2002年~後述の日弁連本部事務局、2005年4月~弁護士知財ネット事務局を兼務しているため広報させていただく次第です)。

「弁護士知財ネット」は、知的財産関連業務におけ る地域密着型の司法サービスの充実と拡大を目指し, 日本弁護士連合会が母体となって2005年4月に設立し た、全国規模のネットワークである(全国弁護士会員 数は約1000名)。ご案内のとおり、過去数年来、司法 制度改革においては知財訴訟管轄の集中化実施や知財 事件に対応する人的基盤強化の提言があり、内閣では 「知財立国」に向けた知的財産戦略本部(本部長は内 閣総理大臣) が設置され、知的財産高等裁判所も発足 している。このような情勢に対応して日本弁護士連合 会は、2002年に知的財産政策推進本部(本部長は日 弁連会長)を設け、知財弁護士の「(A) 育成プロジェ クト)」と「(B) 活用プロジェクト」を進めてきた。 (A) 育成プロジェクトでは3年間で延3000人の弁護士 が参加した講演形式の知財研修を実施した後、法務研 究財団等の協力を得て少人数の起案研修を継続実施し ている。(B) 活用プロジェクトから誕生したのが「弁 護士知財ネット」である。会員メーリングリストにお いては、日常的に、質疑や意見の交換や情報交換を行 なっているほか、HP等を通じた法律相談依頼に対し て担当弁護士を募集し紹介している。入会申込みは、 常時, HP (http://www.iplaw-net.com) から受け付け ておりますので、皆様のご参加をお待ちしています。









#### <弁護士知財ネットに関する問い合わせ先> 株式会社民事法研究会

〒 151-0073 東京都渋谷区笹塚 2-18-3 エルカクエイ笹塚ビル 6 階

TEL: 03-5351-1556 FAX: 03-5351-1572

e-mail: iplnet@nifty.com